

【令和５年第５回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和５年１２月１４日 総務委員長 木庭 理香子

○「議案第１６５号 川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

＊支給要件及び対象者について

勤勉手当の支給要件として、基準日に在職していること、休職、停職等の支給除外要件に該当しないこと、６月以上の任用期間があること及び週の勤務時間が１５時間３０分以上であることが必要となる。支給対象者の人数は、およそ３，０００人となる見込みである。

＊任用期間の計算方法について

任期をまたいで再度任用された場合の期間の計算方法については、６月期の支給は、前年度の１２月２日から当該年度の任用期間中において６月以上の任用期間があれば、要件を満たすこととなる。４月に任用された場合は、前年度の任用期間を合算することとなる。

＊支給対象外の人数について

極めて短期間の任用である場合や、週の勤務時間が１５時間３０分に満たない場合など、支給要件に該当しない会計年度任用職員の人数は、およそ７００人となる見込みである。

＊支給月数について

勤勉手当の支給月数は、常勤職員同様、２．０５月分の支給となる。

＊勤勉手当支給に伴う月例給への影響について

月例給の引下げは行わない。

＊会計年度任用職員の平均年収について

市長事務部局における男性の会計年度任用職員の平均年収はおよそ２４９万円、女性はおおよそ２４２万円となっている。

＊勤務成績の反映方法について

勤務成績については、令和２年度の会計年度任用職員制度創設時から実施してきた人事評価の最終評価結果を勤勉手当の成績率に反映させる予定である。人事評価は、常勤職員のように業務目標を設定するものではないが、常勤職員同様、原則として評価者と面談を行い、複数の上司による客観的な評価を行うものである。また、現行の枠組みを維持しつつ、評価項目ごとに点数化し、相対評価を行うことにより最終評価結果を決定する。今後も、評価者に対する研修の実施など、適正な人事評価の実施に努めていく。

＊人事評価結果に対する不服申立てについて

常勤職員同様、人事評価結果に関する苦情の相談窓口を設置し、相談を受け付けている。

《意見》

- * 会計年度任用職員は５年ごとに雇止めになる不安定な雇用形態であることや、専門職の時給は民間企業に比べて１，０００円低いことなど、官製ワーキングプアに近い状況が生まれていると考えるため、正規職員を増やすという抜本的な見直しを検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第１７８号 当せん金付証票発売の限度額について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第１８７号 川崎市産業振興会館の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 指定管理料の増額理由について

令和元年度から令和５年度までの第４期指定期間募集時における指定管理料は７億９，２１０万円であるのに対して、次期指定期間においては１，９６０万円増額の８億１，１７０万円との提案がなされた。エネルギーコストの上昇及び施設の長寿命化工事に伴う休館補償により増額となっているが、これらを除けば前期と同程度の指定管理料となっている。

* 施設利用料収入の実績について

平成３０年度における利用率は６３．８パーセント、コロナ禍の影響を大きく受けた令和２年度の施設利用料収入は約１，９００万円、利用率は３１．９パーセントであった。直近の令和４年度における施設利用料収入は３，７５２万９，８９０円、利用率は５３．７パーセントと回復傾向にあるもののコロナ禍の影響により落ち込んでいる。

次期指定管理者からは、コロナ禍以前と同程度の６３．９パーセントという目標が示されている。コロナ禍による影響も減少してきており、指定管理者におけるサービスの充実及びダイレクトメールの発信等による広報により、十分達成可能な目標設定であると考えている。

* 次期指定期間における事業収入見込みについて

事業収入はコロナ禍以前の４年間の平均額と同程度と見込まれているが、指定管理者の有する企業間ネットワークを活用した様々な支援の取組について提案がなされており、更なる事業収入が期待される。

* 京急サービス株式会社の実績について

京急サービス株式会社は、これまで様々な公共施設等での施設管理の実績を有しており、会館の施設整備等の役割を担う提案がなされている。

* 公益財団法人川崎市産業振興財団における取組について

企業間交流の促進、成功事例集のパンフレット作成、企業ニーズに応じた支援の取組などを行っている。

* 施設の利用方法について

ホール及び企画展示場については、会館への利用申込書の提出、会議室等については、ふれあいネットによる申込みにより、予約を行うこととなる。

*** 施設の利用状況について**

令和４年度の利用実績は、ホールが６８．５パーセント、企画展示場が５４パーセント、研修室が５６．７パーセント、会議室が５０．４パーセントとなっており、ホールの利用率が比較的高いものと認識している。

*** 週末の市民利用について**

施設のメンテナンス等のため日曜日を休館日とする場合もあるが、週末においては、ホール及び企画展示場の利用率は非常に高いものとなっており、利用日の１年前からの予約を可能とすることで、週末利用を希望する市民ニーズに対応している。

*** 会館の認知度向上に向けた広報について**

デジタルサイネージの活用、駅、公共施設等へのパンフレットの配架、ホームページやＳＮＳの活用により広報を行っている。

*** 川崎市市制１００周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェアの広報について**

緑の創出に向けた会館入口への花壇の設置や、川崎駅及び会館周辺の様々な企業や団体と連携したイベントの実施を計画している。

*** 京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発事業との連携について**

次期指定管理者からは、会館を利用した「京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発事業」及び「川崎新！アリーナシティ・プロジェクト」の啓発イベント等を開催するという提案を受けている。イベント開催に当たっては、京浜急行電鉄株式会社及び株式会社ＤｅＮＡ川崎ブレイブサンダース、さらに、かわさきテクノピア地区立地企業等と連携し、会館を中心とした周辺エリアの価値向上及び会館の認知度向上を図っていく。

*** 施設の老朽化対策について**

会館は築３５年が経過しており、外壁や舞台施設などの老朽化が進行している。対策としては、指定管理者が指定管理業務の範囲内で施設を維持・補修する方法と、本市の資産マネジメントに基づく公共施設の長寿命化の取組の中で実施する方法がある。令和７年度には、本市の長寿命化の取組として、大規模修繕を実施する予定である。

*** 災害時における役割について**

会館は災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に指定されており、約６７０人の受入れが可能となっている。災害等の情報収集、情報提供及び備蓄物資の配布などの役割を担うこととなる。平時から、備蓄物資の確保、防災訓練の実施のほか、地域連携の強化に向けた幸区災害対策協議会等への参加など、危機管理本部と連携して防災対策を講じている。

*** 障害者雇用に係る実績について**

京急サービス株式会社の障害者雇用率は３．１７パーセント、公益財団法人川崎市産業振興財団は１．２パーセントとなっている。

《意見》

- * 施設利用料収入の向上、ひいては産業振興、中小企業支援という行政の役割を果たすため、指定管理者との連携を強化してほしい。
- * 新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により、厳しい状況にさらされている中小企業に対する更なる支援を実施してほしい。
- * 本市における産業の発展及び市制１００周年の啓発を踏まえた柔軟な取組を進めてほしい。
- * 指定管理者における障害者雇用の推進に向けて、本市から積極的に働きかけを行ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第１９９号 令和５年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

* ふるさと納税寄附金の増額内訳について

本市への寄附額が増加した返礼品は、主にトイレットペーパーや洗剤等の生活必需品である。

* ふるさと納税寄附金の充当先及び財政調整基金積立金への積立て理由について

ふるさと納税寄附金は一般財源としているが、その充当先は寄附の目的に沿った事業に活用することとなる。本補正予算においては、ふるさと納税寄附受入額や、国道３５７号多摩川トンネル工事等の建設発生土の受入量の増加による受入収入、新型コロナウイルス感染症対策事業費等における事業費減により補正予算全体では余剰財源が生じることから、今後の財政運営に備え、財政調整基金へ積み立てるものである。

* 駆け込み寄附への対応について

ふるさと納税の寄附は例年１２月が多い傾向にあるが、今年度は、１０月からの制度改正が大きく報道されたことにより９月の寄附が増加したものと認識している。１１月から生活必需品等の新たな返礼品を追加しており、駆け込み寄附に対応するため、様々な返礼品の開発を行っていきたいと考えている。

* 民間特別養護老人ホーム等整備事業費における減額分の充当について

当該事業費は令和４年度に国が執行した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としており、減額分の財源を年度内に執行する必要があることから、交付金活用の対象要件を満たす別事業の費用に充当することで、当該交付金を適切に活用していきたいと考えている。

* 介護サービス事業所等サービス継続支援事業補助金の増額理由及び課題について

本事業は、新型コロナウイルス感染者が発生又は感染者と接触があった者に対応した介護サービス事業所が、介護サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を実施する事業であり、令和４年度以降に発生した経費が補助対象となる。第８波以降の感染者数の増加に伴い、申請事業所数が増加したことにより増額補正を行うものである。感染状況の変化が補助対象事業所数及び事業費に直接影響を与えることから、事業費の予測が困難であることが課

題と捉えている。

*** 新型コロナウイルス感染症対策事業費等の減額理由について**

感染症の５類移行に伴い、新型コロナウイルス感染症対策事業費においては、健康観察、配食サービス、自宅療養サポート窓口など、神奈川モデルに係る保健所設置市としての県に対する負担金、入院勧告に伴う患者搬送等の委託料、感染者数の全数把握に向けたシステム入力業務等の委託料等の支出が不要となったことにより減額となった。また、新型コロナウイルスワクチン接種事業費においては、薬剤師会へのワクチン供給委託料、集団接種実施委託料等の支出が不要となったことにより減額となった。

*** 新型コロナウイルス感染症５類移行に伴う公費負担への影響について**

５類移行に伴いコロナ治療薬の全額公費負担等が廃止されることとなったが、移行前の公費負担分に係る医療機関からの請求金額が未確定であることから、本補正予算の対象とはしていない。

*** 予約の混雑状況及び集団接種会場の再開設について**

令和５年度春開始接種における予約については、受付開始当初、コールセンターへの問合せが増加したこと、ワクチンの供給量が不十分であったことから、一時的に予約が取りづらい状況にあった。現在では、問合せ数の平準化、ワクチン供給量の安定化により、予約枠の計画的な確保が可能となったことから、各医療機関における個別接種が円滑に実施されているものと認識している。

令和５年度秋開始接種について、国から、各医療機関における接種体制を整備するという方針が示され、市内４５０か所の十分な接種体制の確保が見込まれることから、集団接種会場を開設しないこととした。引き続き、希望される方が着実にワクチン接種を受けられるよう、各医療機関における個別の接種体制を整備していきたいと市としては考えている。

*** 各区道路維持補修事業費の繰越しのメリットについて**

舗装道等の補修工事について、事業費の翌年度への繰り越し及び事業の前倒しを試行実施することにより、市内事業者の年間を通した受注機会の確保に加え、受託事業者における資材調達等の十分な準備期間を設けることが可能となる。試行実施後、事業者や業界団体へのヒアリングを実施した上で、効果検証を行い、契約準備行為により発注している他の工事案件についても、令和７年度からの実施につなげられるよう取組を進めていきたいと考えている。

*** 本補正予算における物価高騰対策の考えについて**

本年９月補正において一定の物価高騰対策を講じており、国から示された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の限度額上限まで活用している状況である。国は総合経済対策を継続しており、今後、非課税世帯に対する７万円給付、ガソリン代を抑えるための補助金、地方における物価高騰対策としての交付金などが予定されている。これらを踏まえ、国からの交付金を活用した効果的な物価高騰対策を検討していきたいと考えている。

《意見》

*** 介護サービス事業所等サービス継続支援事業を継続実施するに当たっては、利用**

者が安心して介護サービスを受け続けられるように、利用者及び事業者に対する丁寧な周知を実施してほしい。

- * 本市独自の物価高騰対策を講ずべき局面であり、本補正予算の内容は十分ではないと考えるが、市民にとって重要な事業が含まれていることから、本議案には賛成する。

《 審査結果 》

全会一致原案可決